

高槻市障がい者控除対象者認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第7号若しくは同条第2項第6号又は地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号若しくは第7条の15の7第6号に規定する者（「以下、「障がい者控除対象者」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 障がい者控除対象者の認定を受けようとする場合は、障がい者控除対象者認定申請書（様式第1号。以下、「申請書」という。）を高槻市長に提出するものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定（以下、「要介護認定」という。）を受けていない者及び要介護認定の有効期間内でも著しく心身の状況が変化した者は、高齢者調査記録票（様式第2号。以下、「調査記録票」という。）を申請書に添付するものとする。

2 前項の申請書を提出できる者は、障がい者控除対象者の認定を受けようとする者、その者の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に定める親族をいう。）又は障がい者控除対象者の認定を受けようとする者の同意を得た者とする。

(認定の可否の決定)

第3条 高槻市長は、前条第1項の申請があったときは、認定基準日の属する期間の要介護認定に係る介護認定資料により、対象者の状態を把握し、別表1に掲げる基準により、障がい者控除対象者認定の可否を決定するものとする。ただし、介護保険法に基づく要介護認定を受けていない者及び要介護認定の有効期間内でも著しく心身の状況が変化した者については調査記録票により、対象者の障がいの状態を把握し、別表2に掲げる基準により、障がい者控除対象者認定の可否を決定するものとする。

2 高槻市長は、障がい者控除対象者として認定することを決定したときは、障がい者控除対象者認定書（様式第3号）により通知するものとし、認定しないことを決定したときは、非該当の理由を付した障がい者控除対象者非該当通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 高槻市長は、過年分の状況について前項の認定をすることができるときは、過去5年分に関する認定をすることができるものとする。

(認定書の効力)

第4条 認定書の有効期間は、障がい者控除対象者に係る認定事由の存続期間とする。

(報告の義務)

第5条 第3条の認定を受けた者で、認定事由に変更又は消滅が生じた場合は、速やかに高槻市長にその旨を報告しなければならない。

(認定基準日)

第6条 認定の基準日は、所得税法(昭和40年法律第33号)第85条第2項及び地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第9項の規定に基づき、12月31日とする。ただし、障がい者控除対象者がその日において既に死亡している場合は、死亡の時の現況によるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行により、ねたきり高齢者及び認知症高齢者の障がい者認定に関する取扱い要領(平成15年5月20日)は平成25年11月30日付で廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、旧様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、本要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

障がい区分	認定区分	判定基準
障がい者	知的障がい者（軽度・中度）に準じる。	要介護認定が要介護 1 から要介護 5 に該当し、当該要介護認定に係る主治医意見書又は訪問調査記録票のいずれか（以下「意見書等」という。）において、認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅡからランク M に該当すること。ただし、障がい区分が特別障がい者に該当する者を除く。
	身体障がい者（三級～六級）に準じる。	要介護認定が要介護 1 から要介護 5 に該当し、意見書等において、障がい高齢者の日常生活自立度がランク A からランク C に該当すること。ただし、障がい区分が特別障がい者に該当する者を除く。
特別障がい者	知的障がい者（重度）に準じる。	要介護認定が要介護 4 又は要介護 5 に該当し、意見書等において、認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅢからランク M に該当すること。
	身体障がい者（一級、二級）に準じる。	要介護認定が要介護 4 又は要介護 5 に該当し、意見書等において、障がい高齢者の日常生活自立度がランク B からランク C に該当すること。
	ねたきり高齢者 常に就床を要し、複雑な介護を要する状態。 (6 ヶ月以上臥床し、食事・排便等の日常生活に支障のある状態)	

備考 表中の判定基準は、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準(平成 18 年 4 月 3 日老健第 135 号厚生省老人保健福祉局長通知)、障害高齢者の日常生活自立度判定基準(平成 3 年 11 月 18 日老健第 102-2 号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知)に基づく。

別表2（第3条関係）

		認知症高齢者の日常生活自立度					
		自立	I	II(a.b)	III(a.b)	IV	M
障がい高 齢者の 日常生活 自立度	自立						
	J						
	A						
	B						
	C						

	普通障がい
	特別障がい